

農業・林業団体補助基準

1. 農業団体補助関係

対象事業	選択基準	補助額	交付対象者
農業振興に資する団体の組織育成を推進する	市が目標を立てた農業振興事業へのチャレンジに対する経費	事業費の1/2以内 (上限は30万円)	農家で構成する団体 (集落協定締結組織を除く)

2. 畜産関係組織育成補助金

対象事業	選択基準	補助額	交付対象者
畜産振興に資する団体の組織育成を推進する	市が目標を立てた畜産振興事業へのチャレンジに対する経費	事業費の1/2以内 (上限は20万円)	畜産農家で構成する団体 (旧町ベース)

3. 林道修繕補助金

対象事業	選択基準	補助額	交付対象者
林道の受益者自らが林道補修を行い林道の維持管理を図る	簡易な災害復旧事業。 1カ所の事業費が10万円以上40万円未満のものとする (災害関係は5万円以上とする)	事業費の80%	林道の受益者・管理団体 生産森林組合

4. 林業修繕原材料支給事業

支給の内容	採択基準	支給対象者
受益者で行える簡易な林道用施設整備事業で、工事に必要な原材料(生コンクリート、コンクリート二次製品、石材等)	<ul style="list-style-type: none"> 個人的でないもの 1箇所1万円以上50万円程度までの原材料 	林道の受益者・管理団体・生産森林組合

- ◎生コンクリートについては一路線単年度あたり30m³まで、砕石については一路線単年度あたり100m³までとする。
- ◎生コンクリート単価は、見積り結果にて決定するので、地元施工日の曜日毎の一番安価な業者の価格とする。
- ◎上記表記載の上限量を超えた分の支払いは申請者が行うものとする。

